

鈴鹿市桜の森公園内
飲食（薬膳）施設整備事業
要求水準書（案）

令和6年9月

鈴鹿市

目次

- 1 総則…1
 - (1) 業務要求水準書の位置づけ…1
 - (2) 事業の趣旨…1
 - (3) 事業のコンセプト…2
 - (4) 事業の対象業務…2
 - (5) 関係法令及び参考基準類…3
- 2 建設予定地概要…3
- 3 飲食施設に関する要求水準…4
 - (1) 施設全体に関する要求水準…4
 - (2) 設備に関する要求水準…6
 - (3) 補助金等の申請手続き…9
- 4 設計業務に関する要求水準…10
 - (1) 基本事項…10
 - (2) 各種調査（測量調査、地質調査等）…10
 - (3) 基本設計（基盤整備、設備含む）…10
 - (4) 実施設計（基盤整備、設備含む）…11
 - (5) 各種申請（開発行為の許可、建築確認申請等）…12
 - (6) 設計に伴う近隣対応等…13
- 5 建設業務に関する要求水準…13
 - (1) 基本事項…13
 - (2) 建設工事（基盤整備、設備含む）…13
 - (3) 工事に伴う近隣対応等…14
- 6 工事監理に関する要求水準…14
 - (1) 基本事項…14
 - (2) 工事監理…14
- 7 要求水準の変更…15
 - (1) 要求水準の変更…15
 - (2) 要求水準の変更に伴う事業契約等の変更…15

1 総則

(1) 業務要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、鈴鹿市桜の森公園飲食（薬膳）施設整備事業（以下「本事業」という。）において、鈴鹿市（以下「市」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、施設の具体的な仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器等については、受託者が要求水準以上となるように提案を行うものとする。

要求水準書により具体的な仕様を規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に協議を行い、市の承諾によって確定させるものとする。

要求水準において具体的な仕様の規定がない事項については、各施設の目的や機能等を十分に満たされる仕様となるよう設計業務の過程において協議を行い市の承諾によって確定する。

その他、受注者による自由提案として提案された内容についても、上記と同様に協議を行い、具体的な仕様として確定させるものとする。

(2) 事業の趣旨

本事業は、市と鈴鹿医療科学大学（以下「大学」）が締結する学官連携に関する協定にもとづき、一般社団法人日本薬膳学会が提唱する「東洋医学の中医学に立脚した薬膳に、西洋医学における栄養学のエッセンスを加味した科学的根拠に基づいた新しい薬膳」の普及の拠点となる飲食施設を整備し、世代に関係なく楽しみながら、健康増進に寄与できる地域の賑わい拠点を目指すものである。

整備にあたっては、訪れた人が快適に過ごせることはもちろんのこと、薬膳の普及拠点となる事を考慮した空間となることを目指すものとする。

また、公園内に整備されることから、他の公園利用者に支障をきたさないことや、デザイン等は公園に馴染むように配慮することが求められる。

整備手法については、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、スピード性とコスト縮減等の可能性を見込むことができる設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）により整備を実施する。

その他、整備に際しては、ライフサイクルコストの低減として、将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する施設を目指す。

施工にあたっては、普段の公園利用者の利用者の安全と利便性の確保に

ついて最大限配慮することが求められる。

(3) 事業のコンセプト

ア 公園の賑わい創出

薬膳学会が関与する本物の薬膳を提供する飲食施設を設置することにより、公園の賑わい創出につなげます。

イ くつろぎ空間の創出

緑のオープンスペースとしての特性を活かし、食後に公園でゆっくり過ごすことにより、心身の健康維持につなげます。

ウ 健康寿命の延伸

短い時間で病気を治療できる西洋医学と反対に、時間がかかるが、体の負担を少なくしながら病気を治療・予防（未病を癒す）できる東洋医学に基づいた薬膳を活用した食の健康を広め、それぞれの医学の特徴を活かすことにより、人々の健康寿命の延伸につなげます。

エ 食育の推進

食養生の考えから季節に合った「子ども向け簡単薬膳」の講座とランチを提供することにより、若い世代の方々にも楽しみながら学ぶことができる場を提供します。

オ 人材の育成

大学で栄養、調理、薬膳を学ぶ学生が飲食施設運営に関わることにより、社会人の即戦力となる人材を育成します。

カ 関係・交流人口の拡大

薬膳学会が提唱する健康に貢献できる「東西医学を融合した科学的根拠に基づいた の新しい薬膳」を求めて県内外から来園者が増加、また、「薬膳」を学んだ学生の活躍により、関係・交流人口の拡大を目指します。

(4) 事業の対象業務

受注者は、本事業について、以下の業務を行うものとする。

ア 設計業務

- ・各種調査（測量調査、地質調査等）
- ・基本設計（設備含む）
- ・実施設計（設備含む）
- ・各種申請（建築確認申請等）
- ・設計に伴う近隣対応 等

イ 建設業務

- ・建設工事（設備含む）
- ・工事に伴う近隣対応 等

ウ 工事監理業務

- ・ 工事監理

(5) 関係法令及び参考基準類

本事業を実施するにあたり、受注者は関連する最新の各種法令（施行令、施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。関連する主な基準類のみ以下に例示する。

【関連する主な基準類】

- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準書式（国土交通省）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省）
- ・ 建築設計基準（国土交通省）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省）
- ・ 木造計画・設計基準（国土交通省）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省）
- ・ その他の関連要綱及び各種基準

2 建設予定地概要

(1) 位置

南玉垣町字東鼻野 3500 番 5、岸岡町字北新田 2070 番 1
（桜の森公園内）

(2) 敷地面積

約 350 m²（「位置図」のとおり）

(3) 都市計画など

ア 用途地域

- ・ 第 1 種中高層住居専用地域
建ぺい率 60%
容積率 200%
- ・ 準工業地域
建ぺい率 60%
容積率 200%

イ 防火地域

指定なし

- ウ その他の地域地区
建築基準法 22 条区域
- (4) 法規制及び周辺インフラ等
敷地に関する規制内容やインフラ整備状況は、関係機関及び各管理者に
適宜確認を行うこと。
- (5) 施設内容と規模
 - ア 構造
事業者の提案による
 - イ 階数
平屋建
 - ウ 延べ面積
事業者の提案による
 - エ 客席数
屋内 30 席程度
テラス席 10 席程度
 - オ 必要諸室
厨房、トイレ（男・女・従業員）、従業員休憩室、倉庫等
※必要諸室の規模・条件は表 1 を参照。

3 飲食施設に関する要求水準

(1) 施設全体に関する要求水準

ア 配置計画

- ・公園の状況を考慮し、「位置図」に示す建築予定地に計画することとする。
- ・公園施設の一部として、調和が図れる配置・デザインとすること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ・施設利用者のみならず、他の公園利用者の動線を考慮すること。
- ・削減した既存緑地については、「位置図」に示す緑地回復予定地に回復することとし、樹木が支障になる場合は同敷地内へ原則移植を行うこととする。ただし、移植が困難で植栽の伐採（必要に応じて伐根）を行う場合は、その処分を含めた費用を見込むこと。
- ・建築場所及び緑地回復場所に関する造成費用を見込むこと

イ 建築

- ・飲食店営業許可が取得できる施設とすること。
- ・配置計画は、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。
- ・屋内に 30 席程度の客席を確保し、建物全体として将来的に 50 席まで

増築を見込んだ計画とする。

- ・テラス席（10 席程度）を設置するスペースを計画すること。
- ・施設内で、薬膳に関連した講座の開催等を計画しており、客室等は多目的に利用できるような施設計画とすること。
- ・厨房、トイレ（男・女・従業員）、従業員用トイレ、従業員休憩室、倉庫等、飲食施設に必要な諸室を設定し、その他必要と考えられる諸室について適宜設定すること。なお、本項又は表 1 で特定の方法などを規定している場合においても、協議により市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。
- ・消火器、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。
- ・建築費用について、企業版ふるさと納税制度を活用するため、寄附いただいた企業（10 社程度）の社章などを設置するスペースを設けること。
- ・その他各諸室等の機能、仕様及び設備は、表 1 を参考に計画すること。

表 1

用途	最低要望事項
客室	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内に 30 席程度の客席を確保し、建物全体として将来的に 50 席まで増築を見込んだ計画とする。 ・多目的に利用できるような計画とし、講座の開催等に対応できることとする。
厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・（2）ウ（ク）に示す厨房設備を設置できるものとする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは個室とし、バリアフリートイレで次の数量とすること。 （男：小 1、大 1）（女：大 1）（従業員用：大 1） ・乾式とする。 ・暖房便座（すべて）、ウォシュレット（すべて）を設置すること。 ・掃除用流しを設け、モップ掛け用フック、タオル掛けバー及び掃除用具などを収納する棚板を設けること。 ・各トイレ内にも手洗いを設けること。
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員休憩室、倉庫等、必要な施設を配置するとし、詳細な内容は事業者提案とする。
テラス席	<ul style="list-style-type: none"> ・テラス席を設置するスペースを計画すること。 ・席数は、10 席程度とする。

ウ 外構計画

- ・園路等から施設へのアプローチを計画すること。

- ・アプローチについては、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての施設利用者が安全に利用できるようにすること。
- ・施設への資材等の搬入・搬出箇所を確保すること。

エ 仕上計画

- ・外装仕上は、周辺環境との調和を図り、薬膳を提供する施設にふさわしいデザインとすること。
- ・維持管理しやすい外装材を採用すること。
- ・外壁、屋根等に用いる材料は、耐熱性能、耐久、耐候、耐衝撃性の面で優れたものとする。
- ・内部仕上は、薬膳を提供する飲食施設にふさわしいデザインとし、各諸室の目的を考慮し、各諸室に相応しい計画とすること。
- ・維持管理しやすい内装材を採用すること。
- ・使用材料は、耐久性や経済性を十分考慮すること。
- ・市の伝統工芸品である「伊勢型紙」または「鈴鹿墨」を利用者の目に触れる場所に活用すること。
- ・社章などの設置場所については、事業者提案とする。
- ・各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。

オ 環境配慮・ライフサイクルコストの縮減

- ・エネルギー使用量を削減するため、LED照明や高効率設備機器の採用など、環境負荷低減に配慮すること。
- ・ライフサイクルコスト、維持管理・運営コストの縮減に配慮すること。

(2) 設備に関する要求水準

ア 一般事項

- ・更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。
- ・建物内の温度をコントロールできるようにすること。
- ・記載のない設備等についても、法令等により義務付けられているものや一般的な使用において必要となる備品等については、受注者の提案により設置すること。

イ 電気設備

(ア) 照明

- ・各諸室に設ける照明器具等の設置及び配線工事並びに幹線配線工事を行うこと。

- ・各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とすること。
- ・照明器具については、省エネルギー型の製品の採用や容易に交換ができるよう配慮し、入手が難しい電球及び器具は使用しないこと。
- ・照明環境は、JIS 標準照度を適用すること。
- ・原則、LED 照明とすること。
- ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置すること。

（イ）配電線路

- ・電力の引込み及び外構に供する配管配線を設置すること。なお、現況は電力事業者の確認の上、各引込計画については受注者の提案によるものとし、これに要する費用については施設整備費に含めること。

（ウ）コンセント設備

- ・各室の用途を考慮して計画すること。
- ・用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- ・外構部（建物外壁部も含む）には、維持管理上必要な電源を適切に確保すること。

（エ）消防設備

- ・消防法に定める適切な設備を設置すること。

ウ 機械設備等

（ア）空調設備

- ・省エネルギー、環境負荷低減に配慮した空調方式を積極的に採用すること。
- ・空調設備は、各諸室等の配置を考慮して設置し、冷暖房ともその能力を鑑み必要台数を設置すること。
- ・空調の運転停止及び温度制御は、各室で行えるようにすること。

（イ）衛生器具設備

- ・清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定すること。
- ・飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・節水に配慮すること。

（ウ）給水設備

- ・給水方式は、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- ・上水は、北側の市道埋設の配水管（Φ350 mm）から施設使用に必要な

な口径の給水管により引き込むこと。給水設備に必要な口径別分担金を含めた費用を見込むこと。

※上水道敷設状況図を参照のこと。

(エ) 排水設備

- ・敷地内排水方式は雨水・汚水分流式とすること。
- ・雨水は、「雨水排水平面図」を参考に、敷地内にある雨水排水管へ接続し、排水すること。
- ・汚水は、「汚水排水平面図」を参考に、敷地内にある汚水排水管へ接続し、排水することとする。
- ・それぞれの排水管への接続は、事業者の提案による。
- ・十分な臭気対策を行うこと。

(オ) 給湯設備

- ・必要に応じて水栓に給湯設備を設置すること。
- ・給湯を多量使用する箇所はガス式の給湯器を設置すること。
- ・環境・省エネルギーに配慮した高効率な給湯設備とすること。

(カ) ガス設備

- ・ガスは必要な設備等に適切に供給すること。
- ・ガス遮断装置やガス漏れ感知器等を設置し、安全対策を施すこと。

(キ) 消火設備等

- ・消防法等関係法規に基づき設置すること。

(ク) 厨房機器

次に掲げる菓膳を提供する飲食施設に必要な厨房機器を設けること。

表 2

種類	規格	数量	備考
1	スチームコンベクションオープン	845×820×1790	1
2	ガスレンジ（オープン付き）	1200×600×800	1
3	デッキオープン		1
4	ドウコンディショナー（またはホイロ）		1
5	天ぷらフライヤー		1
6	I Hヒーター	450×600×170	1

7	蒸し器	500×690×1750	1	
8	冷蔵庫	1200×800×1910	1	
9	冷凍庫	1500×650×1910	1	
10	コールドテーブル	1200×600×800	1	
11	製氷機	600×600×800	2	
12	冷蔵ショーケース		1	
13	プラスチックラー	840×880×1425	1	
14	食器洗浄機		1	
15	蓄氷式急速冷却機	1800×750×645	1	
16	2槽シンク		1	
17	調理台・作業台		1	
18	吊戸棚		1	
19	炊飯台		1	
20	貯米庫	310×320×750	1	
21	電子ジャー (1 升)		2	
22	炊飯器 (2 升)		1	
23	ロボクープ (フードプロセ ッサー)		1	
24	バーミックス		1	
25	ブレンダーミキサー		2	
26	パン用ミキサー		1	
27	キッチンエイド	270×340×415	1	
28	エスプレッソマシン		1	
29	食パンスライサー		1	
30	アイスクリームマシン		1	
31	かき氷機		1	
32	まな板	1200×600×20～30	1	
33	ラック		1	
34	調味料棚		1	
35	まな板立て		1	
36	包丁立て		1	
37	移動台		2	
38	天板	600×400×20～30	1	

(3) 補助金等の申請手続き

ア 業務内容

- ・本施設の整備について、市が国県の補助金等を活用する場合は、受注者は申請等の手続きに係る資料作成等の支援を行うこと。

4 設計業務に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・受注者は、飲食（薬膳）施設の設計業務を行うこと。
- ・準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。
- ・受注者は、施設運営者（鈴鹿医療科学大学）が行う飲食店開業に必要な資格申請や届出に必要な設計図、資料等を必要に応じて提供すること。
- ・受注者は、市が行う施設運営者である鈴鹿医療科学大学へのヒアリング等による意見の設計への反映を検討すること。
- ・受注者は、市が実施する関係機関（国、県等）との協議において、必要に応じて資料等の準備を行うこと。
- ・設計図書等の一部に変更が生じた場合は、受注者の負担で修正・反映等を行うこと。
- ・関係機関との調整を行った際は、協議記録を作成し、市に提出すること。

(2) 各種調査（測量調査、地質調査等）

- ・設計業務に必要な、測量調査、地質調査等を適切に行うこと。
- ・飲食施設の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

(3) 基本設計（基盤整備、設備含む）

- ・受注者は、実施設計を行う前に、以下のア～キの項目における基本設計を市に提出し確認を得ること。なお、要求水準確認表の書式は業務着手の前に市と協議の上、確認すること。
- ・設計を行う際に裏付けとした図書等がある場合は、その出典元、該当ページの写しを整理すること。
- ・提出時の体裁、部数等は、別途市の指示するところによる。提出図書は電子データ（CAD データ、PDF）も提出すること（CAD データの形式は、DXF、JWW、SFC のいずれかとすること）。

ア 建築計画

- ・計画概要書、建物概要・面積表・法規チェック、建物配置計画
- ・動線計画、什器備品仕様
- ・レイアウト計画、平面計画
- ・断面計画
- ・立面計画、内観・外観デザイン計画（パース含む）、内装仕様・外装仕

様（使用材料）

イ 構造計画

- ・計画概要書、基本構造計画

ウ 電気設備設計

- ・設計概要書、仕様概要

エ 機械設備設計

- ・設計概要書、仕様概要

オ 基盤整備設計

- ・設計概要書、造成設計、給水設備設計、排水設備設計（雨水・汚水）、植栽設計、電気設備設計、舗装等設計、上記設計に係る各種計算書等

カ 施工計画

- ・概略工事工程表（着工までの実施設計、各協議、申請期間含む）

キ その他

- ・打合せ議事録、要求水準確認表、概算工事費内訳書、その他必要と思われる図面、計画書等

（４）実施設計（基盤整備、設備含む）

- ・関係各機関と十分打合せを行うこと。
- ・関係法令、基準等を遵守すること。
- ・業務実施期間中、市に対して作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後、設計業務完了届のほか必要な資料を提出し、市に確認を受けること。
- ・実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・設計を行う際に裏付けとした図書等がある場合は、その出典元、該当ページの写しを整理すること。
- ・提出時の体裁、部数等は、別途市の指示するところによる。提出図書は電子データ（CAD データ、PDF）も提出すること（CAD データの形式は、DXF、JWW、SFC のいずれかとする）。

ア 建築設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表（事業対象地全体を含

む)、仕上表、平面図、立面図、断面図、平面詳細図、断面詳細図、各部詳細図、展開図、各伏図、建具図、便所詳細図、什器備品リスト(レイアウト図含む)、完成予想図(外観パース図、内観パース図等)、その他必要と思われる図面等

イ 構造設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、各種構造図、構造計算書、その他必要と思われる図面等

ウ 電気設備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、配置図、幹線系統図、動力設備図、電灯コンセント設備図、弱電設備図、消防設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等

エ 機械設備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、配置図、給排水衛生設備図、消防設備図、空調設備図、換気設備図、衛生機器リスト、各種計算書、その他必要と思われる図面等

オ 基盤整備設計図書

- ・特記仕様書、図面リスト、実施設計平面図、割付平面図、造成平面図、造成断面図、給水平面図、排水平面図(雨水・汚水)、植栽平面図、電気設備平面図、施設の構造図・標準断面図・横断図、その他必要と思われる図面等

カ 仮設計画図書

- ・仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図書等

キ その他

- ・各設計図書と整合した工事費内訳書及び積算数量調書、打合せ議事録、要求水準確認表、建築確認済証、その他必要と思われる書類等

(5) 各種申請(建築確認申請等)

以下の建設にあたって必要な各種申請手続き等に係る費用は、受注者の負担のもと、事業の進捗に支障がないように実施すること。

ア 建築確認申請

- ・事業の進捗に支障がないように建築確認申請を実施すること。

イ その他

- ・各種法規・条例に基づいて申請及び手続を行うこと。

(6) 設計に伴う近隣対応等

- ・公園利用者や近隣に配慮した設計とすること。
- ・市が近隣住民等への説明会を開催することとなった場合は、資料作成等、協力すること。

5 建設業務に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・関連法令等を遵守すること。
- ・近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、粉じん、臭気等に対する環境確保に十分配慮すること。
- ・公園内での行事等に支障が生じることがないように工程等に必要な調整を行うこと。
- ・公園内であることから、事業や行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。
- ・近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- ・工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図ること。
- ・建築確認申請等、建設にあたって必要な各種申請手続きを事業の進捗に支障がないように実施すること。
- ・各種申請等に係る費用は受注者による負担とすること。
- ・原則週休2日（4週8休）とすること。
- ・作業時間は、原則午前8時から午後5時までとする。

(2) 建設工事（基盤整備、設備含む）

- ・受注者は設計図書及び施工計画書に従って、建設工事を行うこと。着工に先立ち、実施工程表、施工計画書、工事に使用する材料についての材料承諾、施工体制台帳、施工体系図、下請業者一覧表を作成して市に報告し、承認を得ること。また、各種申請書類の写しも市に提出すること。
- ・資材の搬入など一時的な場合を除いて、公園内の園路は、原則通行止めにするとはできない。
- ・園路を通行止めにする必要がある場合には、う回路を設け、園路を周回できるようにすること。
- ・園路のう回路を廃止するときは、原形復旧することとし、その費用は受注者の負担とする。

- ・建設期間中に受注者が行う検査又は試験について、事前に市に実施日等を通知すること。なお、市は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- ・市は、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施行状況の確認を行うことができる。
- ・市が検査、会議、現場等に立ち会う場合、受注者は協力すること。
- ・受注者は、建設業務完了後速やかに、受注者自らの責任及び費用において竣工検査を実施し、要求水準書に示された内容が満たされている事を確認すること。
- ・工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に設置すること。竣工検査実施の際、竣工図等とともに整理し、完成報告の際、市に提出すること。
- ・竣工検査の結果は、竣工図書その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に完成報告すること。
- ・完成報告を受けた後、市は、要求水準書を満たす設計書に基づき建設されたことを確認するための、完成検査を実施する。設計業務、建設業務及び工事監理業務を担当する者はこれに立ち会うこと。また、完成検査において要求水準との不整合又は未達部分が認められる場合は、受注者は速やかにこれに対応するものとし、必要に応じ竣工図書の修正を行うこと。
- ・工事完成後、建築物等の利用に関する説明書を提出すること。

(3) 工事に伴う近隣対応等

- ・騒音、交通渋滞等、近隣に迷惑がかからないよう配慮すること。
- ・公園利用者に配慮すること。
- ・市が近隣住民等への説明会を開催することとなった場合は、資料作成等、協力すること。

6 工事監理に関する要求水準

(1) 基本事項

- ・工事監理者は、自らの責任により実施設計図書を監理すること。
- ・要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し監理すること。
- ・設計図書と変更があった場合、資料の作成・協力及び技術提供をすること。
- ・設計図書と相違のあった箇所を反映させた竣工図を作成すること。

(2) 工事監理

- ・工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打合せ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む）を

市に提出し、承認を得ること。

- ・ 工事監理者は、市があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、市から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・ 工事監理者は建築基準法第7条による建築物に関する中間検査や完了検査の申請とこれに伴う作業等を行うこと。
- ・ 受注者は、竣工検査後、速やかに工事監理報告書、要求水準確認表及び業務完了届を市に提出すること。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・ 業務完了届を受けた後、市は完了検査を実施する。

7 要求水準の変更

- ・ 市は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。

(1) 要求水準の変更

- ・ 市が要求水準を見直すときは、事前に受注者に通知する。
- ・ 市が要求水準を見直す際の事由は次のとおりである。

＜要求水準の見直し事由＞

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき
- ウ 市の都合により業務内容の変更が必要なとき
- エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準の変更に伴う事業契約等の変更

市と事業者は、要求水準の変更に伴い、これに必要な事業契約、協定及びサービス対価の支払額の変更を行う場合がある。